

1 行政法の基本原理

1 法律による行政の原理

(1) 意義

「法律による行政の原理」とは、行政活動は国会の制定する法律の定めるところにより、法律に従って行われなければならないという原則のことをいう

(2) 法律による行政の原理の内容

法律の（専権的）法規創造力	「国民の権利・義務に関する一般的規律（法規）を創造する力は、国会が制定する法律に独占されている」という原則である
法律の優位	「行政活動は、制定された法律の定めに従って行われてはならない」という原則である。その結果、違法な行政活動は取り消され、あるいは無効となる
法律の留保	「一定の行政活動には、その根拠となる法律の存在を必要とする」という原則である

(3) 法律の留保の原則に関する主な学説

侵害留保説	侵害行政に限り法律の根拠が必要であるとする見解（通説・実務）
全部留保説	行政活動にはすべて法律の根拠が必要であるとする見解
権力留保説	侵害的・授益的を問わず、行政活動が権力的な行為形式（行政処分・行政強制）によって行われる場合には法律の根拠が必要であるとする見解

(4) 各説からの帰結

〈法律の根拠が必要＝○ 不要＝×〉

	侵害留 保説	全部留 保説	権力留 保説
権力的＋侵害的 (ex. 営業停止命令)	○	○	○
権力的＋授益的 (ex. 補助金の交付決定)	×	○	○
非権力的＋侵害的 (ex. 行政指導)	×	○	×
非権力的＋授益的 (ex. 施設の設置・利用)	×	○	×

浦安ヨット事件（最判平 3. 3. 8）

判旨

旧漁協法に基づく条例（漁協管理規程）が制定されていなかったため、漁港内の不法係留施設の撤去について権限を有していなかった町の町長が鉄杭撤去を強行したことは、漁港法および行政代執行法上適法と認めることのできないものである。しかし、それが緊急の事態に対処するためにとられたやむを得ない措置であり、民法 720 条の法意に照らすと、撤去に要した費用は同町の経費として支出したことを容認すべきであるとして、公金支出について違法性を認めることができない

2 行政法の一般原則

信義誠実の原則	民法1条2項で定めている信義誠実の原則（信義則）は、行政上の法律関係にも適用されうる（最判昭62.10.30）
権利濫用の禁止の法理	私人間の関係だけでなく、国民の行政機関に対する権利行使の場合も適用される
比例原則	ある目的を達成するために規制される利益に対する制限の程度がより少ない代替手段が存在する場合、当該規制は許されない
平等原則	行政機関は合理的な理由なく国民を不平等に取り扱ってはならない